

モバイル接続料算定に係る研究会（第6回）議事概要

1. 日時：平成25年2月22日（金）15:30～17:00
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室
3. 出席者
 - (1) 構成員（五十音順、敬称略）
酒井 善則、関口 博正、東海 幹夫
 - (2) 事務局
吉良 総合通信基盤局長、安藤 電気通信事業部長、吉田 事業政策課長、二宮 料金サービス課長、海野 料金サービス課企画官、内藤 料金サービス課課長補佐、中村 料金サービス課課長補佐
4. 議題
 - (1) 報告書案について
 - (2) 自由討議
5. 議事概要

【報告書骨子案について】

事務局から「モバイル接続料算定に係る研究会 報告書（案）」についての説明が行われた後、自由討議が行われた。概要以下のとおり。

- ・ 前回の骨子案の議論を踏まえ、事務局に報告書案として整理していただいた。報告書全体として以下の点を指摘したい。
 - ① P15の「総務省は（中略）検証が困難である」の記載は、主述の対応関係をより明確にする形が良い。
 - ② P19の「ただし、限定列挙された一部の営業コスト」の記載は、モバイル市場の環境を考慮の上で限定列挙と整理したものであり、そうした経緯がわかる書きぶりとしてはどうか。
 - ③ P21の「接続ルール答申の趣旨を没却する」との記載は、少しスマートな表現を検討してみてはどうか。また質問であるが、「二種指定事業者等」の「等」を付ける意図は何か。
 - ④ P22の「式に沿って」との記載は、本文との対応関係では不要と考える。
 - ⑤ P27の四角囲みの説明は、わかりやすさの観点からP28に移す形が良い。
 - ⑥ P29の「新規参入が困難なモバイル市場」との表記は、表現として強い印象を受ける。「制約される」等に改めてはどうか。

- ・ ご指摘③の「等」は、現行ガイドライン「二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても（中略）ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当」との規定を踏まえたものである。
- ・ ⑥は、電波の有限希少性により、全ての事業者がMNOとして市場参入できない新規参入の困難性を想定した表現と理解する。
- ・ ご指摘を踏まえ表現等を修正したい。
- ・ P32にデータ接続料の需要「総帯域幅」の検討すべきポイントが示されているが、P34以降と内容が重複する印象を受ける。モビリティに起因する設備余裕の検討は、例えば、事業者A、Bがおり、AのネットワークはBに比して大きい設備余裕を有する状況では、一般に設備余裕の大きいAの方がBよりもサービス品質は良いがコストは高くなる。帯域幅の最低設置単位の問題は、例えば10Mbps不足する場合、10Mbps以上の単位で増設を行う方が効率的な場合もあり得る。また、各社のネットワーク構成に差異があるため設備コストが異なるのは当然であり、ネットワークの設計思想が異なる可能性がある中、一律の考え方とするか別々の考え方とするか検討が必要となると考える。
- ・ 設計思想とはどのようなものか。
- ・ 例えば、事業者Aは帯域の使用率が50%を超えた場合に設備の増設を行い、コストは高いが品質の良いサービスを提供する。他方、事業者Bは使用率が80%を超えた場合に設備の増設を行い、コストは低いが品質も良くないサービスを提供する。このような場合が設計思想の相違として想定されるが、どちらの設計思想が良いか判断することは困難である。
- ・ ネットワークが異なっても原価に算入が認められる設備余裕と、算入が認められない設備余裕の一例を挙げたものではないのか。
- ・ 原価の対象となる設備余裕を一意に定めることは、ネットワーク設計の基準を定めることを意味し、その場合は設備余裕により確保されていたサービス品質が接続料対象外コストとなり得る。余裕ある道路の方が渋滞はないがそれは無駄な道路と言えるのか。MNOの見誤りによる明らかに非効率的な投資が原価の対象外と言うなら別だが、各社のネットワークの品質の考え方が設計上で異なる可能性がある中で原価の対象外と判断するためには、設計思想まで踏み込んで議論する必要がある。
- ・ 非常に難しい課題と考えるが、総務省との関係では各事業者が設計思想の合理性を説明することで良いのではないか。
- ・ 事務局としての意見はどうか。

事務局：ご指摘のとおり、設備余裕の内訳の議論であり、例に挙げられた道路で言えば無駄な道路を接続料原価から控除するかどうかである。高速道路はすいていれば使

用率は低いが渋滞なく快適な走行が可能であるが、快適な速度が何 km/h なのかを定義することは困難とのご指摘と考える。今後、総務省の中で検討を深めていきたい。

- ・ 最終的には構成員の意見のとおり、各社が無駄な設備ではないと総務省に説明ができれば良いと考えるが、無駄な設備とは簡単には言えないものであり、慎重な検討が必要と考える。
- ・ 報告書の記載において、P32 と P34 で内容が重複しているとのことのご指摘についてはどうか。

事務局：モビリティ等の課題を、接続料算定における需要（分母）の観点から検討を加えているのが P32、接続料原価（分子）の観点から検討を加えているのが P34 の構成としている。

- ・ モビリティの記載は設備余裕の前段のほうが良いかもしれないが、事務局説明の趣旨であれば、このままでも誤解はないと思う。困難な課題であるとの印象を述べたが、記載の内容自体は問題ない。
- ・ P29 の第 2 パラは競争政策の視点を入れた良い記載と考える。MVNO がプレイヤーとして参入するためには、そもそも MNO の設備投資が重要であり、設備投資インセンティブが削がれないバランスある政策が重要である。報告書案において、データ接続料は「更なる調査・検討が必要」となっているが、その算定に用いる需要（総帯域幅）及びその算定の基礎となる実績値の測定年度の 2 つの大きなポイントがあると理解する。前半の検討では、本研究会におけるヒアリング結果を踏まえ、ISP 側の比率で双方が応分負担とする考え方で異論がないとすると、MNO の主張に配慮した考え方となる。後半の検討では、データ需要が大幅に伸びている状況で当年度実績値の考え方を導入することで、MVNO の主張に配慮したものとなる。前者は考え方の問題であり、設備余裕の議論と分けることで結論は早期に出せると考えるが、後者について、当年度実績値の予測による暫定接続料を設定する場合には、十分な検討期間が必要と考える。最終着地点は両方セットで結論を出すことであり、今後のモバイル市場の発展のため、更なる調査・検討を進め、課題の解決に努力して欲しいと思う。
- ・ 前年度実績値を基礎として、今年度適用の接続料を算定する現在の方法は、ある意味見なし、算定の一手法であり、需要に変動が少ない時には、事後的な調整も少なく、スムーズな方法である。だが、需要が大幅に変動（特に増加）する時には、MVNO に不利な状況が生まれる。これを解消するため、当年度実績値に基づく接続料算定について検討を深める必要がある、との理解で良いか。
- ・ 詳言するならば、MNO は自社の投資行動から、当年度にかかる原価を予測しうる環境にある一方、MNO のネットワークを調達する MVNO は、当該当年度原価にかかる

情報を得られる立場になく、接続料が下がる期待はあっても前年度実績値をベースとして算定された接続料を基に事業展開を行わざるを得ない状況であるため、このような”情報格差”が、MVNOの競争条件を不利にしている可能性があるということ。ただし、当年度実績値による接続料算定を導入する場合、月々に支払う暫定接続料の基礎となる当年度実績値の予測値に関して、その精度・確定接続料との乖離等が問題となりうる。これについては、固定のドライカップにおける乖離額調整等、参考となる例もあり、各社バラツキがないよう導入のため一定のルールを作っていく必要がある。今のタイミングでは一意に決めることが困難と理解するが、予測の精度を荒くすれば導入できるシステムとは考える。

- ・ 当年度実績値は当年度終了まで確定しないことから、暫定接続料と確定接続料との差分を精算する手法の加味を含めて検討を進める必要があると考える。当年度実績値の導入に向けて検討を進めるべきとの基本的な方向性は、構成員各位とも、異論はないものとする。
- ・ その他の課題についての意見はどうか。
- ・ 利潤の資本構成比については各社それぞれの考え方があったと理解する。公平性の観点の整理はベストソリューションではないが、検証の可能性が高まる意味でベターで穏当な結論と思う。
- ・ 今回の議論で大きな内容の修正の指摘はなかったと理解する。細かい文言等は事務局で修正していただきたい、本案で意見募集を実施する形としたい。本研究会においてモバイル接続料という重要な課題を議論してきたことは時宜を得たもの。他方、様々な課題全てについてガイドラインの精緻化を進めることは容易でなく、一部の課題については、今後議論を深める方向で報告書をまとめざるを得ないところもあるが、この点を踏まえた上で関係事業者から積極的に意見を頂戴したい。

【その他】

第7回会合は平成25年3月下旬頃に行う予定。

以上